

支払準備資産に関する規程

平成23年9月9日制定

目 次

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (支払準備資産の総額)
- 第3条 (改廃)
- 第4条 (細目)

附 則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会業務方法書（以下「業務方法書」という。）第12条第1項に基づき通常の予測を超えて発生するリスクの範囲（以下「リスクの範囲」という。）及び当該リスクに本会が対応するための運営の指標（以下「運営指標」という。）について定めることにより、リスクの範囲及び運営指標に基づいて計算した支払準備資産（以下「支払準備資産」という。）の額について明確にするとともに、リスクの範囲及び運営指標の変更をする場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(支払準備資産の総額)

第2条 毎事業年度末における支払準備資産の額は、保険数理における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を算出する方法に準じて、業務方法書第12条第3項に基づき理事会が選任した有資格者が指定する方法で計算したリスクの範囲（一般保険リスク相当額、予定利率リスク相当額、資産運用リスク相当額、価格変動等リスク相当額、経営管理リスク等相当額及び巨大災害リスク相当額の合計額をいう。）に、運営指標として6を乗じた額に相当する額とする。

- 2 前項のリスクの範囲は理事会の承認を必要とする。
- 3 第1項のリスクの範囲は、毎年度第1項の有資格者が指定する方法で計算を行い、前項の理事会が承認したリスクの範囲と比較した結果、当該有資格者からリスク範囲を変更する必要があるという意見が出された場合には、理事会は当該意見に基づき、リスクの範囲を変更することができる。
- 4 第1項の運営指標として乗ずるべき数は、毎年度第1項の有資格者が指定する方法で検証を行い、その結果、現に第1項で規定している数（以下「現運営指数」という。）と比較した結果、当該有資格者から現運営指数を変更する必要があるという意見が出された場合には、理事会は当該意見に基づき、現運営指数を変更することができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細目)

第4条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成24年11月1日)

(この規程の施行日のリスク範囲)

- 2 この規程の施行の日における第2条第1項のリスクの範囲は180億円とする。